

【施工体制台帳、再下請負人通知書及び施工体系図の様式について】

1. 提出書式は全建統一様式を使用可能とする。
各様式の写しを提出するものとし、原本は現場に配置すること。
2. 建設業法施行規則第14条の2第2項及び4第3項により、添付書類は以下のものとする。

施工体制台帳（様式第1号（1））

- ・発注者と作成建設業者の請負契約及び作成建設業者と下請負人の下請契約に係る当初契約及び変更契約の契約書面の写し
- ・監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。）が資格を有することを証する書面及び当該技術者が建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し
- ・専門技術者をおく場合は、その者が主任技術者資格を有することを証する書面及びその者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し

再下請負人通知書（様式第2号（2））

- ・再下請通知人が再下請人と締結した当初契約及び変更契約の契約書面の写し

なお、現場代理人通知書等の添付書類として、既に提出を行っている場合は提出不要。